



(令和6年12月)

大船渡労働基準署 ニュース



師走の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

いよいよ今年も最後のひと月となりましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

関東地方で長い間過ごしてきた私ですが、岩手県内で過ごす初めての冬に備え、先日、凍結路面でも滑りにくい靴を1足、通勤用に新調しました(靴底がスタッドレスタイヤのよう)。

冬季は路面の凍結や積雪により転倒する災害が増加します。また、中高年齢になると「薄明順応」といって、明るい場所から暗い場所へ出た際に、暗さに順応して物が見えるようになる能力が大きく低下し、50代後半には若者に比べ36%の能力しか無いそうです。その結果、実際に、冬季における転倒災害は、夕方以降、(明るい)室内から暗い屋外に出た直後や、暗い駐車場の凍結箇所などで多く発生していて、その多くが中高年齢の方です。

冬季における転倒災害を防止するため、駐車場の夜間照明の明るさは十分か、建物の出入口付近に何らかの転倒(凍結)対策はあるか等について再点検してみてはいかがでしょうか。

12月から2月は

冬季転倒災害防止対策強化期間

です。

岩手労働局 過去10年平均の月別転倒災害発生状況



※ 過去10年平均：平成26年から令和5年までの確定値

岩手労働局管内では、**転倒による労働災害が最も多く、全体の約3割**を占めています。

特に12月から2月の冬季に多く発生していることから、冬季間における転倒災害を防止するため、**12月から2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動し、転倒災害防止に取り組めます！**

事業者の皆様におかれましては、冬季の転倒を防止するため、事業場内における転倒危険箇所の把握(転倒危険マップの作成等)や防滑靴の着用や安全な歩き方の指導等、**積雪・凍結による転倒災害防止のための取り組み**をお願いいたします。

いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日

本県においては、例年、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約 6 割、交通労働災害の約 5 割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、これから迎える年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季となります。

このような中で、「令和 6 年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全確保のための重要性の意識を深め、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取り組みとなっています。

各災害防止団体等が実施する年末年始無災害運動へ積極的に参加する等、冬季における労働災害防止のため取組の推進をお願いいたします。



岩手労働局



中災防



建災防



陸災防

※QRコードを読み取ることで取得するURLは、それぞれ中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が運営する外部サイトにアクセスします。
※2024年11月時点のURLです。

12月は

職場のハラスメント撲滅月間です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。有識者による基調講演や「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」と題してパネルディスカッションを行います。

また、厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取り組みの参考としていただけるパンフレットや研修動画等を提供しています。詳細はポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。

ポータルサイト
あかるい職場応援団

